

京 都 大 学 医 学 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>第 1 学 科</p>	<p>第 1 学 科</p>
<p>第 1 条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第 1 条 本学部の学科は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>医学科</p>	<p>医学科</p>
<p>保健学科</p>	<p>人間健康科学科</p>
<p>第 1 条の 2 <u>保健学科</u>の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p>	<p>第 1 条の 2 <u>人間健康科学科</u>の専攻は、次に掲げるとおりとする。</p>
<p>看護学専攻</p>	<p rowspan="5">} (同 左)</p>
<p>検査技術科学専攻</p>	
<p>理学療法学専攻</p>	
<p>作業療法学専攻</p>	
<p>(中 略)</p>	
<p>第 3 修学</p>	<p>第 3 修学</p>
<p>1 医学科</p>	<p>1 医学科</p>
<p>(中 略)</p>	
<p>2 <u>保健学科</u></p>	<p>2 <u>人間健康科学科</u></p>
<p>(中 略)</p>	
<p>第 1 6 条 第 1 0 条から第 1 2 条までの規定は、<u>保健学科</u>の学生に準用する。</p>	<p>第 1 6 条 第 1 0 条から第 1 2 条までの規定は、<u>人間健康科学科</u>の学生に準用する。</p>
<p>第 4 試験</p>	<p>第 4 試験</p>
<p>1 医学科</p>	<p>1 医学科</p>
<p>(中 略)</p>	
<p>2 <u>保健学科</u></p>	<p>2 <u>人間健康科学科</u></p>
<p>(中 略)</p>	
<p>第 2 5 条 第 2 0 条第 2 項から第 4 項までの規定は、<u>保健学科</u>に準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第 2 4 条第 1 項」と、「専門科目」とあるのは「学部科目」と、同条第 3 項及び第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 2 4 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第 2 5 条 第 2 0 条第 2 項から第 4 項までの規定は、<u>人間健康科学科</u>に準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第 2 4 条第 1 項」と、「専門科目」とあるのは「学部科目」と、同条第 3 項及び第 4 項中「第 1 項」とあるのは「第 2 4 条第 1 項」と読み替えるものとする。</p>
<p>第 5 在学</p>	<p>第 5 在学</p>
<p>第 2 6 条 在学期間は、医学科にあつては 1 0 年、<u>保健学科</u>にあつては 8 年を超えることができない。</p>	<p>第 2 6 条 在学期間は、医学科にあつては 1 0 年、<u>人間健康科学科</u>にあつては 8 年を超えることができない。</p>
<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>保健学科</u>の第 3 年次に入学した者の在学期間は、4 年を超えることができない。</p>	<p>2 前項の規定にかかわらず、<u>人間健康科学科</u>の第 3 年次に入学した者の在学期間は、4 年を超えることができない。</p>
<p>(中 略)</p>	
<p>第 3 2 条 通則第 6 1 条第 1 項の規定により<u>保健学科</u>の科目等履修生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。</p>	<p>第 3 2 条 通則第 6 1 条第 1 項の規定により<u>人間健康科学科</u>の科目等履修生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。</p>
<p>第 3 3 条 通則第 6 2 条第 1 項の規定により<u>保健学科</u>の聴講生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。</p>	<p>第 3 3 条 通則第 6 2 条第 1 項の規定により<u>人間健康科学科</u>の聴講生として入学を志望する者には、教授会の議を経て、入学を許可することがある。</p>
<p>(後 略)</p>	
	<p>附 則</p>
	<p>1 この規程は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。</p>
	<p>2 改正後の第 1 6 条、第 2 5 条及び第 2 6 条の規定は、この規程の施行の日以後に入学した者から適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。</p>